

都道府県官民データ活用推進計画策定の手引において示された雛型の参照状況

本田正美[†]

東京工業大学[†]

1 研究の概要

2016年に施行された官民データ活用推進基本法では、都道府県に対して官民データ活用推進計画の策定が義務付けられた。

官民データ活用推進計画の策定に関係して、2018年8月に官民データ活用推進基本計画実行委員会・地方の官民データ活用推進計画に関する委員会が都道府県官民データ活用推進計画策定の手引を公表している[1]。この手引では、計画の雛型が提示されている。

本研究は、既に官民データ活用推進計画を策定した都道府県を対象に、手引において提示された雛型の参照状況を確認する。この作業により、国が示すところの政策の方向性について、都道府県がどの程度それを参照しようとするのかを検証する。

2 研究の背景と目的

官民データ活用推進基本法は、都道府県に対して官民データ活用推進計画の策定を義務付けているが、この義務付けは計画策定に関してであって、その計画の形式や内容に関してではない。

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室による調べでは、2019年4月時点で、47都道府県のうち22の団体において計画が策定済とされているものの、その全てが新規に官民データ活用推進計画を策定していたわけではなく、従来から存在していた情報化推進計画などに包含させるかたちで官民データ活用推進計画を策定したこととした団体も存在している[2]。計画の内容については、例えばデータ活用という観点であっても策定されたものの中では相違が見られる[3]。

かように、都道府県における計画の策定は進んでいるものの、形式や内容については団体間で相違が存在しているのである。一方で、計画の構成については、都道府県官民データ活用推進計画策定の手引が公表されており、計画策定時に、雛型を参照することも可能である。

そこで本研究は、この都道府県官民データ活用推進計画策定の手引に着目する。

この手引は、「Ⅰ 総論」・「Ⅱ 都道府県官民データ活用推進計画の雛型」・「Ⅲ 都道府県の施策に関する国の施策一覧」から成る。

Ⅰでは、都道府県官民データ活用推進計画の概要や目的、効果や基本的な考え方、構成などが説示されている。この基本的な考え方の部分で、新たに都道府県官民データ活用推進計画を作成(パターン1)と既に情報化基本(推進)計画等が存在する場合にそれに計画を盛り込むことで都道府県官民データ活用推進計画とする対応(パターン2)があり得ることが示されている。

いずれのパターンにおいても、その対応を取る際に参照することが推奨される雛型がⅡにおいて示されているのである。この雛型は、Ⅰにおいて示された計画の構成に沿ったものである。雛型における構成とは以下のとおりである。

図表1 雛型に示された構成

1. ○○県の現状及び課題
2. ○○県官民データ活用推進計画の目的
3. ○○県官民データ活用推進計画の位置付け
4. ○○県官民データ活用推進計画の推進体制
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

(出所: [1]より引用)

手引では、以上の各章の内容が記載例として文章化されて、さらに解説が付されている。

[2]では、都道府県に対して、「団体の官民データ活用推進計画を策定する際に、手引の活用を行いましたか？」という質問を行った結果が示されている。それによると、回答20団体中18団体が「活用した」、2団体が「未回答」となっている。これは回答団体による自己認識に基づく回答であって、実際に活用されたか否かを示すものではない。そこで、本研究では、手引の中に示されている雛型がどれだけの都道府県において参照されているのかを実際に策定された計画を基に探ることとする。

3 研究の方法と対象

本研究では、都道府県において 2019 年 4 月時点で策定済の官民データ活用推進計画を対象に事例分析を行う。策定された各計画は、政府 CIO ポータルで公開されている[4]を基に各団体の Web サイトを探索し、そのデータを入手した。

入手した計画について、上記で引用した雛型で示されたところの 1 から 7 までの項目について、それが参照された形跡があるのか否かを確認した。具体的には、各計画の目次を確認し、大項目において雛形の 1 から 7 の事項が参照されている形跡が認められた場合に「○」、中項目以下で参照された形跡が認められた場合に「△」として、結果の一覧を作成した。

4 調査結果と考察

手引に示された雛型の参照状況を一覧にしたのが図表 2 である。

図表 2 計画策定済団体における雛形の参照状況

	1	2	3	4	5	6	7	形式	時期
北海道	○	△	△	○	○	○	△	1	前
青森県	○	△	△	○	○	○	△	1	後
岩手県	○	△	△	○	○	○		4	後
宮城県	△	△	△		○	○	△	1	後
秋田県	○		○	○	○	○		1	後
山形県		△		○		○		3	後
福島県	○	△	△	○	○	○		1	後
茨城県	△	△	△	△				1	後
栃木県	○	△	△	○	△	○		1	後
東京都	○	△	○			○	△	2	後
静岡県	△		△	△	○	○		1	前
滋賀県	○	△	△	○	○	○		1	前
奈良県	△		△		△	○	△	1	後
岡山県	○	△	△	△	△	○	○	1	後
徳島県	○	△	△	△		△	△	3	後
香川県	○	△	△	△	○	○	○	4	後
福岡県	○	△			△	○	△	4	後
長崎県	○	△	△	○	○	○	△	1	後
熊本県	○	○	○	○	○		○	3	後
大分県	△	△	△	△	○	○	△	3	後
宮崎県	○	○	○	○	○			3	後
沖縄県	○	△		△	○	○		1	後

(出所：各計画に基づき筆者作成)

表中にある「形式」は、それぞれ「1. 既存の情報化推進計画等を見直して（または見直し・策定に合わせて）、官民データ活用推進計画として整理した。」・「2. 既存の情報化推進計画等を（改定を行わず）、官民データ活用推進計画として正式に位置づけた。」・「3. 既存の情報化推進計画等とは別に、官民データ活用推進

計画を新規に策定した。」・「4. 既存の情報化推進計画等が存在しないため、官民データ活用推進計画を新規に策定した。」と[4]において示されており、それをそのまま参照した。

「時期」は計画の策定期間であり、手引が公表された 2018 年 8 月よりも前に計画を策定した団体は「前」、それ以後の団体は「後」とした。

結果を見ると、全てが「○」となった団体はなかった。雛型をそのまま採用した団体は存在しなかったことになる。全体を見ると、1 から 7 について印が付いているのが 126 個であり、全体では 156 個(7 項目×22 団体)あることから、約 8 割程度の参照状況ということが言える。

1 から 7 の全ての項目にどちらかの印が入った団体は 6 団体であった。一方、いずれか一か所が欠けたのが 7 団体であった。特に参照状況が分かれたのは 7 のセキュリティや個人情報保護に関する点である。その他の項目は大半の団体で参照されていたが、7 だけは参照の跡が見受けられたのが 12 団体と全体の半分程度に留まった。

「形式」や「時期」の相違による参照状況の相違は見出し難いが、情報化計画がある中で新たに計画を策定した形式「3」では、雛型がより参照されていた可能性がありそうである。

総括すると、手引に示された雛型は都道府県において概ね参照されていたことになる。都道府県に向けて計画のための雛型を提供することは有効な施策となるという示唆が得られる。

謝辞

本研究は公益財団法人セコム科学技術振興財団特定領域研究助成「民主制下における地方自治体の情報公開・オープンデータと情報セキュリティとの交錯に関する研究」における研究成果の一部である。

参考文献

- [1] 官民データ活用推進基本計画実行委員会 地方の官民データ活用推進計画に関する委員会：都道府県官民データ活用推進計画策定の手引，(2019)
- [2] 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室：地方自治体の官民データ活用推進計画の 策定状況等について，<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/tihou/dai5/siryou4.pdf>，(2019)（サイト最終確認 2020 年 1 月 10 日，以下の URL も同様）
- [3] 本田正美：オープンデータ施策に関わる目標と評価の設定，日本評価学会第 20 回全国大会発表要旨録，pp. 286-290，(2019)
- [4] 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室：地方の官民データ活用推進計画 策定済団体 https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/sakutei_ichiran.pdf，(2019)